

12 月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和6年12月19日（木）
- 2 会 場 本庁舎 7階 会議室7A
- 3 開 会 午後3時30分
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
増田紀子 委員（職務代理者）
増田徹哉 委員
外山敬三 委員
古谷光子 委員
- 5 会議出席者 増井太郎 教育部長
伊東義直 学校福祉部長
杉山佳大 こども未来部長
嶋美津子 教育総務課長
寺尾正幸 学校教育課長
小林伸生 教育センター所長
萩原雅顕 学校給食課長
平田泰之 図書課長
荒井健 子ども支援課長
青島庸行 家庭支援課長
堀内千穂 子育て支援課長
増井悟 スマイルライフ推進課長
伊東正貴 国際交流課国際交流担当係長
下村千鶴子 子ども支援課総務担当主幹
書記 安藤隆行 教育総務課総務担当兼庶務担当主幹
- 6 議 事 別紙のとおり

羽田教育長	【午後 3 時 30 分開会】 皆さん、こんにちは。 本日は、お忙しい中、12 月定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。 本日の議事録署名人は「増田紀子委員」と「古谷委員」となりますので、よろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。 本日は、生きがい・交流部の案件から始めます。 まず、その他の 1 番、「令和 7 年焼津市はたちの集い開催について」、スマイルライフ推進課長より説明をお願いします。
増井スマイルライフ推進課長	来年の 1 月に開催を予定しています「はたちの集い（成人式）」の開催について、ご説明させていただきます。 教育委員の皆様には、当課より今月 4 日付けの文書でご連絡させていただいておりますが、改めまして概要のみ、お知らせさせていただきます。 お手元の「その他」の資料、1 ページをお願いします。 2 の日時・会場・対象地区ですが、開催日は 1 月 12 日（日）、式典の開始は 14 時からであります。会場は、これまで地区別に会場を分けておりましたが、今回から、焼津文化会館のみ、市内全地区を対象としまして 1 回での開催となります。 また、昨年引き続き、当日式典に参加できない人を含め、多くの皆さんと一緒に祝福する目的で、市公式 YouTube チャンネルで受付風景と式典の様子をライブ配信いたします。 次に 2 ページをお開きください。 4 の来賓等出席者についてですが、教育委員の皆さまにつきましては、（2）主催者として、壇上にお席をご用意させていただきますので、ご臨席をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 5 の駐車場につきましては、教育委員の皆様用の駐車場がないため、一般用の駐車場と同じとなります。 当日は、1 階事務室付近に受付を設置しますので、受付を済ませていただき、控室へ職員が案内しますので、よろしくお願いします。 次に 6 の参考 の対象者数ですが、今回対象となる新成人は、男性 758 人、女性 685 人の合計 1,443 人となりますが、例年の出席率で換算しますと 1,154 人位を見込んでいます。 なお、詳細につきましては、先に送付させていただきましたご案内にも記載されておりますので、改めてご確認いただくよう、お願いします。 以上、「焼津市はたちの集いの開催」についての説明とさせていただきます。

羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
古谷教育委員	去年は、成人のお迎え列車が出たと思いますが、今年はどのように行いますか。
増井スマイルライフ推進課長	「おかえり！やいづ」というイベントの流れで、昨年度、東京から新幹線を1両貸し切り、帰省するイベントを行いました。 このイベントは、誘致戦略課が主体となり実施しておりますが、今年度は、東京に加えて名古屋からも新幹線及び東海道本線の車両を1両貸し切り成人の方々をお迎えします。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 次に、その他の2番、「学校給食で、オーストラリアのクリスマス料理を提供」について、国際交流課国際交流担当係長より説明をお願いします。
伊東国際交流課 国際交流担当係長	資料の3ページ その他2をご覧ください 「学校給食でオーストラリアのクリスマス料理を提供」についての報告です。 本市とオーストラリアのタスマニア州ホバート市は、昭和52年2月に姉妹都市を提携しました。 令和9年2月に迎える50周年を前に12月3日、4日、12日、13日に、ご覧の市内 全小中学校の給食で オーストラリア料理の 献立を提供し、校内放送でも料理や姉妹都市50周年の説明、中学校ではホバート友好協会の事業のPRを行いました。 この事業は、小中学生のオーストラリアの文化に対する理解を深めるとともに、50周年記念に向けた祝賀機運の醸成を図ることを目的としたものであります。 メニューは、学校給食課の栄養士にご協力をいただき「チキン パルミジャーナ」など、オーストラリアでクリスマスの時期に食べられている料理を提供しました。説明は以上です。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。

教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	スマイルライフ推進課長、国際交流課国際交流担当係長につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。 次に、その他の3番、「(絵本定期便「やいづっこすくすくブッククラブ」について」、図書課長から説明をお願いします。
平田図書課長	資料の4ページから6ページになります。 焼津市立図書館では、乳幼児期からの読書活動応援事業として、絵本定期便「やいづっこすくすくブッククラブ」を1月9日(木)から開始します。 公立の保育園・幼稚園に通う園児の希望者に、定期的に司書が選書した絵本を1人につき2冊を在籍園にお届けし、家庭での読み聞かせを楽しんでいただきます。 定期便の開始にあたり、初回お届け先の大井川西幼稚園で1月9日(木)午前10時から利用園児へのお届けセレモニーを行います。 説明は、以上です。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の1番、「(仮称)焼津市こども計画案について」、こども未来部子育て支援課長から報告をお願いします。
堀内子育て支援課長	それでは、お手元の資料に基づきまして、焼津市こども計画案について説明させていただきます。 当日配布資料の1ページをご覧ください。 はじめに概要になります。現行計画である第2期子ども・子育て支援事業計画が今年度で期間満了を迎えることから、令和7年度からの新たな計画を策定する必要がある中で、令和5年4月に「こども基本法」が施行し、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、市町村は「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することが努力義務化されるとともに、各法令に基づく既存の市町村計画と一体のものとして作成することができることとされました。 このため、結婚・妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援のより一層の充実に向けて、子ども・子育て支援事業計画やこども・若者計画などの関係計画を一体化した総合的な計画として、令和7年度から11年度の

5年間を計画期間とする「(仮称) 焼津市こども計画」(以下「こども計画」という。)を策定しているところであります。

2ページをご覧ください。

計画の基本理念ついてですが、国の「こどもまんなか社会」が目指す「全てのこども・若者が幸福な生活を送ることが出来る社会」、および焼津市の第6次総合計画で定める子育て・教育政策を踏まえ、検討して参りました。

現行計画は、「子どもの最善の利益」の実現を第一に考え、子どもや子育て家庭が必要としている包括的な支援を行い、未来を担う全ての子どもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔があふれる社会の実現を目標としております。

こどもまんなか社会が目指す、全てのこども・若者が幸福な生活を送ることができるということは、明るい笑顔があふれる社会を実現することと同義であると考え、前計画の基本理念である「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」を引継ぎ、今回のこども計画の基本理念とすることといたしました。

2ページ下段をご覧ください。

計画の構成についてですが、第2期計画の基本理念を引き継ぎつつ、こども大綱に定めるこども施策に関する重要事項を反映する構成となっております。

「第1章 計画策定にあたって」は、策定の趣旨や、位置づけ、期間、策定体制、策定のポイントなどについて記載します。

「第2章 計画策定の背景」では、少子化・こどもと家庭を取り巻く環境・こども若者が直面する問題等について統計的なデータから分析するとともに、子ども・子育て支援に関する調査の概要とこども・若者への意見聴取の概要について記載します。

「第3章 計画の基本的な考え方」では、基本理念、基本方針、施策体系について記載いたしますが、前計画の基本理念を引継ぐことから、施策についても継承できるものは継承することを基本に、こども施策に関する重要事項を反映した、3つの基本方針に合わせた施策の展開を考えております。

それでは、3ページをご覧ください。

基本施策について、基本方針ごとにご説明いたします。

基本方針1 多様なニーズに応じた切れ目のない支援の充実では、今回新たにこども・若者の権利の尊重が基本施策として追加され、こども・若者が権利の主体であることを周知し、それを理解するための取り組みを推進してまいります。

次に下段の 基本方針2 こどもや若者、子育て当事者の視点に立った

	ライフステージに応じた支援の充実においては、今回新たに青年期における若者への結婚・就労支援を加え、就労によるキャリア形成とライフイベントを両立できる環境への取り組みを支援してまいります。 続いて4ページをご覧ください。 基本方針3 安心して子育てできる環境づくりにおいては、前計画においても積極的に取り組んでまいりました子育て当事者が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのための施策が中心となっております。 以上、3つの基本方針ともに、前計画から継承した関連事業と新規事業を紐づけ、第4章の施策の展開に繋げております。 次に第4章の施策の展開では、計画の策定にあたり、庁内22部署の担当者と連携を図り、現状の分析、課題の洗い出し、施策の方向性の設定を行いました。 本日の資料には掲載がありませんが、施策の展開に掲載いたしました関連事業は約200事業となっており、基本施策ごとに設定した「施策の方向性」に従い、掲載した事業の着実な実行とさらなる充実を図ってまいります。 最終の第5章では、第3期子ども・子育て支援事業計画として、数値目標を設定することとされている教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の需要の見込みとそれに対応して整備・確保する供給量の目標数値を設定しております。 また、施策の達成状況を図るため、施策の推進体制の充実と計画の点検・評価、計画全体の評価指標の設定について記載しております。 なお、ページが戻りますが、2ページ最下段のこども計画の構成の「第5章 施策推進のために」の右隣にある「こども・若者の意見反映」については、最終的に「第4章 施策の展開」の各事業に反映することといたしました。 以上、簡単ではございますが、こども計画案の説明とさせていただきます。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
外山教育委員	本計画で言っている「こども・若者」というのは、年齢的にはどの位の世代になりますか。
堀内子育て支援課長	こども基本法では、こどもの年齢が18歳や20歳で区切るのではなく、心身の発達過程にある人を全てこどもと定義するということになってい

増田紀子教育委員	ます。本計画では、30 歳代までの方を対象と考えています。 資料に記載されている「多様なニーズに、全てのライフステージにおいて切れ目なく対応」ということが重要であると改めて思いました。 義務教育までの段階ですと、学校、教育委員会が連携して非常に手厚くきめ細かな対応がしやすく、課題も解決しやすいと思いますが、それ以降の子ども達について、なかなか手をつくせないところがジレンマになることもあると思います。 例えば、不登校が続いてしまったり、その後も仕事に就けないで引きこもってしまうということも、詳細な人数まではわかりませんが、発生していると思います。 そういった事も踏まえて、切れ目のない対応といったところまで踏み込んでいくことが必要であると思いました。
古谷教育委員	資料を読ませていただくと、「支援」という言葉が多く使われていますが、「支援」だけ行っていればそれだけで解決するということにはならないため、「支援」の先に何があるか、私の考えでは「支援」の先には「自立」があると思います。 従って、「支援」がどうやって「自立」に繋がるかという所も説明の中に欲しいのではないかと思います。
羽田教育長	年齢というよりは、自立すれば自分たちで生活していけると思います。従って、支援しなくても自分で生活して行けるところまで持っていくというのが学校教育においてもそうですが、とても大事なことであると思います。 また、事前に資料を拝見させていただきましたが、例えば「子ども・子育て支援事業計画」の子どもは、漢字の「子」を用いていますが、「こども大綱」は、ひらがなの「こ」を使用しています。そして、内容を見ていきますと、例えば4 ページの基本方針3 の2 行目に「子育てに関する様々な不安を解消し、こどもと向き合いながら安心して子どもを産み育てることができる支援の充実」という記載の中に、漢字の「子ども」とひらがなの「こども」があります。その他にも「子ども」と「こども」が混在しているして箇所がありますが、そこに何の違いがあるのかということも小さなことかもしれませんが、少し整理する必要があると思いました。
外山教育委員	「焼津市子ども・子育て支援事業計画」が、今回「焼津市こども計画」に変わるということでよいですか。

堀内子育て支援課長	今まであった様々な計画が、「子ども・子育て支援事業計画」に合体し、総合的な計画である「こども計画」となっています。
外山教育委員	今回、こどもだけでなく、若者まで対象が広がったように思いますが、以前は、若者は含まれていなかったのですか。
杉山こども未来部長	配布資料の1ページの下段に今回の計画に包含する4つの計画を列記させていただいております。その中で、今まであった計画は、上から3つまでの計画であり、これらの計画は「子ども・子育て支援事業計画」の中に含めておりましたが、今回、「焼津市こども計画」策定にあたり、新たに最下段の「子ども・若者計画」を含めて、「焼津市こども計画」とさせていただきます。
外山教育委員	ということは、新たに「若者」が入ってきたということですか。
杉山こども未来部長	はい、そのとおりです。
外山教育委員	新たに入ったというのは、何か理由がありますか。
杉山こども未来部長	国の「こども基本法」におきまして、こどもの施策に関連する市町村計画を包含することができると規定されており、その中にこどもの「若者計画」も包含することができるとされたことによって本市としては、こどもに関連する計画については、若者も含めて一つにまとめた方が良いという判断から、今回新たに「子ども・若者計画」も含めたということです。
外山教育委員	「若者」についても、教育委員会の中では担当していきますか。
増井教育部長	若者に関しては、子育ての部分ということで「青少年」については、補導等も行っています。 今回は、学齢期も入るということですが、主として、こども家庭庁関連の計画であることから、こども未来部が担当していますが、教育に関連することも多くありますので、今回、定例教育委員会で報告させていただきました。
外山教育委員	若者計画は、どの部署が担当されますか。
伊東学校福祉部	学校福祉部では、青少年問題協議会や社会教育で担っている青少年教育

長	相談センターがあり、そこでは補導を行ったりしています。 しかし、「子ども・若者計画」となると、ヤングケアラーやいじめ、引きこもりなども含まれると思いますが、かなり幅広い世代となるため、どの部署が担当というのは、すぐにはお答えできかねる部分があります。
増田徹哉教育委員	先ほど、こどもは 30 歳代までと言っていましたが、若者は何歳くらいまでを指していますか。
堀内子育て支援課長	こども・若者は繋がっていますので、30 歳代というのは、こども若者まで含めて捉えています。
増田徹哉教育委員	こどもと若者を分けるというわけではなく一体的に捉えているということよろしいでしょうか。
堀内子育て支援課長	学童期、青年期とつなげて捉えています。
外山教育委員	本計画は、各市で作る計画であると思いますが、国や県の計画もありますか。
堀内子育て支援課長	国と県計画を勘案して各市町が努力義務で策定するという事になっています。
外山教育委員	県の計画はすでに策定されていますか。
堀内子育て支援課長	県の計画と同時進行で策定に向けて進めています。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 なお、こども未来部長、子育て支援課長につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。 次に、報告事項の 2 番、「令和 6 年 11 月市議会定例会一般質問について」、教育部長から報告をお願いします。
増井教育部長	私からは、報告事項 2「令和 6 年 11 月市議会定例会一般質問について」

報告させていただきます。12 月定例教育委員会（当日配布資料）の冊子の 5 ページ目を御覧ください。

5 ページは、目次として議員ごとの質問題目を記載したものとなります。今回の議会にあっては、2 人の議員から教育委員会に対し、質問がありました。6 ページから 9 ページまでは議員ごとの一般質問の通告内容となっておりますが、例えば 6 ページから 7 ページの深田議員の通告内容を御覧ください。同一の質問の中で、市長部局が答弁するものと、教育委員会が答弁するものが混在している場合がありますので、その場合には、教育委員会分が分かりやすいように太字で表示しております。10 ページ以降は、議員の質問それぞれに対する教育長答弁等を掲載しております。なお、教育長の答弁内容については要旨の説明とさせていただきたいと存じます。

10 ページを御覧ください。深田ゆり子議員です。一般質問として、深田議員からは、「憲法 26 条 2 項「義務教育は無償」学校給食費や学用品の無償化を」として、「学校給食の無償化のために食材の一部補助から半額補助を」について 2 項目、また、「教材費の無償化のために補助を」について 3 項目の質問があり、それぞれ教育長が答弁しました。

まず、「学校給食の無償化のために食材の一部補助から半額補助を」のうち、「さらなる保護者の負担軽減のために、給食費の一部補助から半額補助とすることはどうか」については、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して、教育扶助や就学援助により学校給食費を無償にしており、現時点において、一律の半額補助は考えていないこと、また、物価高騰により学校給食食材費の高騰も続くなか、給食費の値上げによる家計への影響を考慮し、令和 4 年 10 月から食材費高騰分については物価高騰対策として時限的に、食材費の一部を市で負担している旨を答弁しました。

次に、「国へ学校給食費無償化の働きかけはどうか」については、全国市長会から国に対し「無償化の実現に向けた検討を行うよう」提言をしている旨を答弁しました。

11 ページを御覧ください。

次に、「教材費の無償化のために補助を」のうち、「本市の小中学校の学用品を含む学校諸会費の内容と保護者負担の 1 人あたりの年間費用はいくらか」については、学校諸会費の内容として、修学旅行積立金を含む学年費や給食費等があり、そのうち、学年費は、本年度の市内平均額が、小学校 25,839 円、中学校 49,922 円である旨を答弁しました。

次に、「義務教育 9 年間の 1 人あたりの学用品・修学旅行費等、学校給食費の合計費用はいくらになるか」については、義務教育 9 年間における学年費、学校給食費の合計額は、市内平均 743,703 円である旨を答弁しました。

	次に、「教材費の無償化のために市の補助を求めたいがどうか」については、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒については、教育扶助や就学援助により必要な支援を行っており、一律の無償化や補助については、教科書や授業料と同様に、国が定めるものと考えている旨を答弁しました。 12 ページを御覧ください。 次に、「オーガニック給食の課題と見通し」については、学校給食は、安心・安全で適切な栄養を摂取できる給食を提供する必要があると、本市においてもこれらを最優先にして、児童・生徒に給食を提供しているところではありますが、市では有機農業に取り組む農業者に対して、国の事業を活用し、支援しており、オーガニック食材がこれまでと変わらず大切なものであるという考えに変わりはありません。しかし、現状では学校給食に必要な一万食を超えるオーガニック食材の確保は難しい状況にある旨を答弁しました。 次に、「学校給食の献立の工夫と影響」については、市の負担もあって、質・量ともに保たれた、おいしい給食を提供しておりますが、野菜など天候により急激に値上がりする場合がありますので、その場合には、他の食材で対応するなどの工夫をしていること、また、パンや果物も値上がりしていますが、パンにつきましては、国産小麦を使ったパンを提供し、果物についても、高騰前と同じように提供するように努めております。しかし、未だに食材費の高騰が続いているため、今回（11 月市議会定例会において）補正をお願いしている旨を答弁しました。 次に、「アルミパックご飯の改善」については、アルミパックご飯の提供が、学校給食の目標を定めた学校給食法第 2 条の第 2 号の趣旨に反しているとは考えていないこと、また、13 ページになりますが、給食のご飯を全て飯缶ご飯に変更するには、食器洗浄作業量の増加や工程の変更が発生するとともに、消毒保管庫等を増設する場所がないなど、多くの課題があり、その他にも、米飯納入業者の体制確保など、給食センターだけでなく、他への影響が生じることとなりますので、給食センターの再編方針に基づき、整備を進める中で研究していく旨を答弁しました。 次に、「学校給食センター再編方針」については、令和元年度に策定された「焼津市学校給食センター再編方針」で、自校方式ではなく、センター方式で共同調理場を複数箇所整備することが決定されており、現在、候補地や事業手法の調査、研究検討を行っている旨を答弁しました。 14 ページを御覧ください。 次に、秋山博子議員です。一般質問として、秋山議員からは、「歴史の痛みから学ぶ機会について」の質問があり、教育長が答弁し、また、「給付型奨学金制度の創設について」2 項目の質問があり、この質問について
--	---

	は、私が答弁しました。 まず、「歴史の痛みから学ぶ機会について」、ハンセン病回復者としてご健在の方を招いた学習会や療養所へのスタディツアーなど焼津市でも検討してはどうかについては、人権教育については、各学校において、特別の教科道徳、社会科、特別活動など、学校教育全体を通して進めており、「ハンセン病回復者の方を招いた学習会」等については、各学校が自校の児童生徒の実態に鑑みて、行事や学習会などの内容について検討し、計画的に実践するものと考えている旨を答弁しました。 15 ページを御覧ください。次に、「給付型奨学金制度の創設について」のうち、焼津市の大学・短大・専門学校など、高等教育機関への進学率の推移については、焼津市の大学や専修学校への進学率は、県教育委員会が公表する「高等学校等卒業者の卒業後の状況調査」から算出しますと、令和元年度 72.5%、2 年度 69.3%、3 年度 72.8%、4 年度 74.9%である旨を答弁しました。こちらは、焼津市内にある高等学校に通う生徒の集計結果となります。 次に、「進学に関する資金の相談状況」については、中学校における高校進学に関する資金の相談状況についてですが、件数は把握していませんが、各中学校で行われている進路面談で、毎年数件、保護者からの問い合わせがある旨を答弁しました。 以上、教育委員会に関連する教育長及び教育部長答弁を御報告させていただきました。よろしくお願いします。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
古谷教育委員	先日、学校訪問をさせていただきました。その際、給食費を払っていないので、おにぎりを持ってきて食べている子がいるという話があったかと思うのですが、どのような状況なのでしょう。
増井教育部長	今お聞きした内容については、私は聞いたことがありませんでしたが、まず、経済的に支払いが困難なご家庭については、生活保護受給者については、給食費も無償となっています。それに加えて就学援助という制度があり、生活保護には該当しないが、それに準ずる基準、本市の場合は生活保護基準の 1.5 倍未満の世帯の子どもは、就学援助の対象者となり、申請をしていただくと、支給認定を行い、給食費も全額支給されるという制度があります。 給食費や学用品費等の滞納があった場合は、親御さんから同意がいただければ、児童手当から天引きするという形になっているため、滞納者は少

羽田教育長	ない状況であり、また、滞納があるから給食を止めてしまうということはありません。 今のお話は、確認をさせてください。 あと一点、深田ゆり子議員の一般質問「憲法 26 条 2 項「義務教育は無償」学校給食費や学用品の無償化を」についてですが、憲法第 26 条第 2 項には、「すべての国民は、法律の定めるところにより…」と記載されており、学校教育法の中に「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校…における義務教育については、これを徴収することができない。」と記載があり、憲法では授業料のことを指しています。 その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 次に、報告事項の 3 番、「国立大学法人静岡大学教育学部と焼津市教育委員会との相互連携に関する協定の締結について」、引き続き、教育部長から報告をお願いします。
増井教育部長	引き続き、報告事項 3「国立大学法人静岡大学教育学部と焼津市教育委員会との相互連携に関する協定の締結について」報告させていただきます。配布資料の 16 ページ、17 ページを御覧ください。 本市教育委員会では、相互の人的・知的資源の交流を図り、多様な分野で協力していくため、国立大学法人静岡大学教育学部様と相互連携に関する協定を締結します。 本協定締結については、協定書第 1 条に記載のとおり、教員の資質・能力の向上、教科教育等の充実・推進、教員養成その他の教育分野において、相互に協力し、学校教育の発展と人材育成に寄与することを目的としています。 また、第 2 条に記載のとおり、「教員の資質向上に関すること」、「教科教育等の充実・推進に関すること」、「教員養成に関すること」、「学校教育上の諸問題への対応に関すること」、「その他、本協定の目的達成に関すること」について、相互に連携していきたいと考えております。 18 ページを御覧ください。 本協定を締結するにあたり、令和 7 年 1 月 8 日（水）午前 10 時から、この会議室で、「静岡大学教育学部との相互連携に関する協定締結式」を行います。 出席者につきましては、資料に記載のとおり、静岡大学教育学部様から

	は学部長様をはじめ3人のご出席をいただきます。 また、本市教育委員会からは、教育長のほか、私と学校教育課長、教育センター所長で対応させていただきたいと考えておりますので、教育委員さんのご出席はお願いしないこととしております。 また、本資料の内容で、令和7年1月6日（月）の本市の定例記者会見で報道機関へ情報提供をする予定です。 報告は、以上です。よろしくお願いします。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
外山教育委員	協定を締結し、具体的にはどのようなことを行っていくですか。
小林教育センター所長	資料18ページを御覧ください。協定の主な連携事項として、1から5まで記載されていますが、例えば、「1 教員の資質向上に関すること」、「2 教科教育等の充実・推進に関すること」で、大学の専門の先生に講師として授業を見ていただいて、その授業の評価・指導・助言をしていただく際の連携を強化していくことが、学校の教員にとっては大変大きな事であると思っています。また、「3 教員養成に関すること」で、本市でも未来アカデミーという事業の中で教員を目指す社会人や大学生の講座を行っていますが、そういった所でも大学の先生にアドバイスをいただくことができと思っています。
羽田教育長	「3 教員養成に関すること」で言いますと、大学の方へ本市から資料を提供していますが、大学生にもっと来ていただくようお願いすることもできますし、教育実習への協力も今までも行っていますが、さらに強化することができると思っています。
外山教育委員	教育課程を履修しても、教員にならない学生が多いと聞いていますが、そういった方へ働きかけることができると良いのではないかと思います。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 次に、報告事項の4番、「いじめ問題への対応について」子ども支援課長から報告をお願いします。
荒井子ども支援	当日配布資料の19ページをお願いします。

課長	まず、小学校の状況であります、11月の新たな「いじめ」の認知件数は9件でありました。昨年度よりも減少しております。いろいろな近にいる児童に暴力をふるう、お互いに悪口を言ったり、手を出したりする相互のいじめなど、いずれも学校で適切に指導し、見守りを続けております。 次に、20ページをお願いします。 中学校の新たな「いじめ」の認知件数は23件でありました。昨年度よりも増加しております。 ふざけて暴力をふるったことからけんかになる、相手の嫌がることを言ったりしたりする、などがありました。こちら、学校で適切な指導をして、解消に向けて取り組んでおります。 19ページ20ページとも右下の(4)現在の状況をご覧ください。 ①の解消件数が増えてきていますが、解消に向けて取組中の件数も増えてきております。12月も、些細ないじめも見逃さないように、認知件数も多く、解消件数も多くなるよう各学校と連携して取り組んでまいります。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の5番、「最近の小中学校の状況について」引き続き、子ども支援課長から報告をお願いします。
荒井子ども支援課長	資料の21ページをお願いします。 「11月の生徒指導関係」であります、まず、不登校については、小学生は145人で昨年度よりも18人増えています。中学生は249人で、こちらも昨年度よりも52人増えています。先月と比べても、小学生で25人、中学生で21人増えています。今年度学校福祉部では、どこからも支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指しています。11月の不登校児童生徒の内、支援を受けていない割合は、小学校で20.0%、中学校で17.2%でした。10月と比べて支援を受けていない割合が、小学校は少し減少、中学校は少し増加しました。これは、増加した不登校児童生徒に対して、関係機関につなぐことが間に合っていないからだと思います。学校にも早めにスクールソーシャルワーカーや子ども支援課等に連絡することを働きかけていきます。今後も、支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指し、学校と連携して取り組んでいきます。

	2か月ごとの欠席率で見ると、10・11月の不登校相当の15%以上欠席の児童生徒数は、少しですが減少しました。また、10・11月で見ると、不登校の小学生の内、チャレンジ教室に通所しているため、不登校相当の15%欠席していない児童が5人。長期欠席相当の45%欠席していない児童が13人いました。中学生では、チャレンジ教室のおかげで不登校相当ではない生徒が4人、長期欠席相当ではない生徒が7人いました。これらは、チャレンジ教室が不登校児童生徒の居場所として機能していることを示す数字だと考えております。今後も不登校対策の成果が分かるものをご報告していきたいと思っております。 次に問題行動であります、小学校は37件で、中学校は63件でした。どちらも昨年度より増加していますが、先月と比べて、小学校では少し減少、中学校では増加しました。小学校では、自分がイライラしたり、ふざけたりして、暴力をふるったり、押したりする生徒間暴力が多く見られました。また、些細なことでトラブルになり意地悪をしたり、悪口を言ったりするその他粗暴も多く見られました。 中学校では、友達に悪口を言ったり、嫌がることをしたりするその他粗暴が最も多く、ふざけて叩いたり、些細なトラブルから暴力につながったりする生徒間暴力も見られました。12月も不登校や問題行動に丁寧に対応していきたいと考えています。 次に、交通事故については、小学生で2件、中学生で2件ありました。小学生のうち1件は、自転車と自動車の接触事故でした。もう1件は、歩行者と自動車の接触事故になります。中学生の2件は自転車と自動車の接触事故です。すべて下校後の事故でしたが、中学生の自転車の事故はヘルメットを着用していませんでした。ヘルメットをかぶることで身を守ることになるので、引き続きヘルメットの着用を呼び掛けていきます。 最後に不審者についてであります、11月は2件ありました。どちらも小学生が男性から声をかけられたものです。どちらも、警察に連絡し、巡回パトロールなどをしてもらっています。冬休みに入りますので、改めて各校で、注意喚起を行ってまいります。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
古谷教育委員	不審者に遭った時、例えば、資料の事例で行くと、女の子が3人いて男の人が2人来て声をかけられたらすごく怖いかもしれませんが、学校で注意喚起というのは、具体的にどんな注意をしていますか。
荒井子ども支援	まずは、その場から逃げて安全な所に行くこと、不審者に遭った後、学

課長	校に連絡してもすぐに対応できないため、警察の方にすぐに連絡し、その後学校へ報告するように伝えています。
増田紀子教育委員	不登校生徒の人数が増えているのが心配なところですが、学年別にみると中学校3年生が100人近くおりますが、各学校で生徒に合った進路指導をしているとは思いますが、教育委員会でも、卒業後の状況の把握等を行い、今後の検討材料としていただくことも必要であると思います。
荒井子ども支援課長	教育委員会としても、不登校生徒の進路として、様々な学校がありますので、進路学習会を開催し、それぞれの学校から説明に来ていただき、中学校やチャレンジ教室などに対しても、そういった機会に参加して、自分に合った進路を探していただくよう働きかけをしています。
古谷教育委員	先日、富士市で教育委員の研修会があり参加させていただきました。その際、県の方からバーチャルスクールについての紹介がありました。バーチャルであると、対面では難しい方でも入っていけるというのがあるようですが、焼津市もそういったことを導入していきますか。
荒井子ども支援課長	市独自ではありませんが、県のメタバース事業の方に、不登校等でチャレンジ教室にも繋がっていない子で、働きかけをしたところ、7人行くことになりました。また、本来はチャレンジ教室にも行っていない子のためのメタバースですが、チャレンジ教室でも試験的に活用できるということを県の方からお聞きしましたので、大井川チャレンジの方で、そういった取り組みを始めてみようと考えています。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 次に、学校教育課長から報告をお願いします。
寺尾学校教育課長	資料の22ページを御覧ください。 初めに、11月1日から昨日までのインフルエンザ等による学級閉鎖の状況についてです。 インフルエンザによる学級閉鎖については、小学校で2学級、中学校で2学級ありました。参考ですが、昨年度は、同時期に小学校で53学級、中学校で11学級と多くの学級閉鎖がありましたので、本年度については今のところ感染が広がっていない状況です。 また、インフルエンザ以外による学級閉鎖は、小学校で1学級、中学校

	はありませんでした。今後、冬休み明けから1月末、2月にかけて例年、増加することがありますので、手洗いうがい等、基本的な感染対策の指導を続けていきたいとかがえております。 次に、2番、冬季休業についてですが、資料に、開始日と冬季休業明けの学校再開日について掲載しています。 学校再開日は、1月6（月）からの学校と1月7日（火）からの学校があります。 次に、3番ですが、12月2日に行われました校長会でも交通事故撲滅に向けて呼びかけをしたところであります。 児童生徒への注意喚起としては、とにかく飛び出しをしないということ、また、残念なことですが、本年度、教職員による交通事故、交通違反も増えているため、今後そういった事が起きないように注意喚起をしたところであります。報告は、以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の6番、「令和7年度焼津市の教育の重点及び焼津市の学校教育の重点について」教育センター所長から報告をお願いします。
小林教育センター所長	資料23ページをご覧ください。まず、焼津市の教育の重点です。 令和7年度、焼津市教育の重点を、本年度に引き続き、「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」とし、市内の園、学校で教育を進めます。 本市においては、焼津市教育大綱の基本理念「優しく、強く、愛しい人」の育成に向けて、令和4年度から、教育の重点を「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」として3年が経過しました。公立幼稚園、小中学校の学校教育目標や、重点目標をみると、この3年間で、この重点が確実に反映されてきていることがわかります。 また、園や学校を訪問して教育活動の様子をうかがうと、日々子どもと接している教職員が本重点を意識して取り組んでいることがわかり、本重点の理念が浸透し、具体的な実践が徐々に広がってきていることが分かります。 例えば、「他の場合でも、このやり方でできるか試してみたい」といった子どもが自ら動き出そうとする授業展開を構想したり、「この部分が分からないから先に進まない」というような子どもからの疑問の表出を、積極的に認めて取り入れたり、行事における企画や決まり事の設定などを子

どもたちに委ね、取組の過程を価値づけたりするなど、子どもが自ら考え、判断し、行動することを大事にする実践が着実に増えてきています。

一方、子どもたちの実態に目を向けますと、失敗や間違いを恐れる子どもは少なくありません。生活や学習の過程で分からないこと、できないことがあると必要以上に悩んだり、間違えることを恐れて、発表や、表現することをためらったりする子どもも多い現状があります。また、例年、学校教育課が行っている市の「生活や学習に関するアンケート調査」の結果を見ても、「失敗を恐れないで挑戦しようとしている」の質問に対する回答は、他の項目に比べて、低い数値を示しており、好ましい状況とは言えません。

そこで、来年度も引き続き教育の重点を「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」とし、その実現に向けて取り組むこととします。

園や学校では、子ども一人一人が「失敗や間違いは価値あるもの、分からないことがあって当たり前であること」を実感するような接し方や声掛けに努めます。また、つまづいても互いに認め合い、再びチャレンジすることを後押しし、子どもたちがともに伸びよう、高めようとする授業や学級活動、行事等の運営にあたります。

子ども一人一人が、「失敗や間違いがよいもの」という捉えではなく「失敗や間違いは物事を成し遂げるために欠かせないもの」と捉えることができるまで繰り返し指導していきます。

また、変化の激しい時代を生きていく子どもたちには、「疑問をもったときに、その疑問から解決すべき問題の本質を読み取り、試行錯誤しながらも皆が納得する解を導き出そうとする姿勢」を身に付けさせたい。それが、未来に向けて持続可能な社会の創り手を育成し、みんなが笑顔で過ごせるまちを創造することに繋がると考えます。

本重点の理念が、子どもと直接接する保護者、教職員、地域の人々に浸透し、子どもの姿として実現させることは、簡単なことではありません。

しかし、本市の子どもたちがこれからの時代を生き抜き、輝いていくために、今後も価値ある取組として確実な歩みを進めていきたい、と考えます。以上、焼津の教育の重点です。

続いて、2ページの「令和7年度 学校教育の重点」についてご説明いたします。

先ほどの、市の教育の重点「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」に、小中学校では、「子どもたちに挑戦（旅）をさせる」を加えました。子どもたちが失敗や間違いを恐れずに「挑戦する」ように、教師が後押しをしたり、支えたりするということを意識するようにしています。

2 具体的な取組についてです。大きな柱は2つあります。

(1)【生きる力を育む児童生徒への指導】と、次の25ページですが、

	(2)【児童生徒の成長を支える教育環境の充実】です。 24 ページに戻っていただいて、(1)【児童生徒への指導】では「魅力ある授業」と「心を育てる学校生活」の2つ。次の25 ページですが、 (2)【教育環境の充実】では「教職員の和」と「家庭・地域との協働」、「関係諸機関との連携」の3つを設定しました。 各取り組みについて、内容を四角で囲み、その下に、＜学校の取組＞として、教職員・子どもたちの実態をもとに、来年度に特に力を入れて取り組みたいことを明確にしました。 これまで説明してきました令和7年度の焼津の教育の重点、学校教育の重点については、ともに教職員が、子ども一人一人をみとり、その子の成長を支えていく姿勢をより意識したり、授業においては、単元で身に付けたい資質能力を外さない中で、子どもに委ねる姿勢をより意識したりできる表現に令和7年度版をアップデートしました。 なお、取組1の魅力ある授業の中にある、「授業改善の視点」は、学校訪問等をもとに、授業づくりの具体的な進め方を示すもので、現在、学校教育課で検討しているところです。 本重点については、このあと、各学校で始まっている、令和7年度の教育計画の編成作業に反映するよう、1月10日の校長会議で、概要について説明する予定です。以上、報告させていただきました。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
古谷教育委員	お話を伺って感銘しているところですが、子ども達にチャレンジをさせるためには、現場の先生方が本当に努力をして下さっていること、それは、学校現場を見させていただいた時にもすごく感じました。 子ども達の為に先生方は一生懸命頑張ってお下さっているもので、是非、先生方のカウンセリングやメンタルのケアも充実させていただきたいと思っています。
増田徹哉教育委員	「失敗や間違いを恐れない子…」とありますが、子ども達は、失敗や間違いは最初からないというような気がしています。 例えば、テストでも、正解の丸だけはつけて、バツはつけないといった形でもいいのかなと思っており、子ども達にも自由に考えていることを言わせてあげる場を作ってあげる必要があると思いました。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。

古谷教育委員	以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。 全体を通しまして、何かありましたらお願いします。 私は、今すごく心配していることがあります。それは、令和7年中か令和8年の早い時期に、共同親権が施行されると思います。共同親権が始まるとおそらく学校の先生方に対しても、ものすごく負担がかかってくるのではないかと思います。 従って、定例教育委員会でも、こういった事案を取り入れていただき、どのように対応していくかということについてお話していただければと思います。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 それでは、次回の開催予定であります。次回は、1月16日（木）午後3時30分から、場所は、本庁舎7階 会議室7Aで行います。 以上をもちまして、12月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。 【午後4時50分閉会】